

随意契約理由書

件名	長田楠日尾線(王子)電線共同溝工事(その1)
契約の相手方	石丸建設 株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当
随意契約の理由	
<p>本工事は、令和2年3月18日に開札を行う制限付一般競争入札に付したが、入札者がなかった。</p> <p>しかしながら、本工事箇所は緊急輸送道路であり、災害時においても安全・円滑な交通の確保のため早期着手し、無電柱化の効果を発揮させる必要がある。</p> <p>本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当することから、随意契約に向けて調整を続けてきたところ、上記請負人が施工の意思を示した。早期に工事着手を図るため、上記請負人と随意契約を行う。</p> <p>上記請負人は、本路線の延長上の山手幹線にて、昨年度の電線共同溝整備工事の下請け業者として施工している。また、直ちに請負工事、工事着手が可能であるため、円滑かつ確実な施工が期待できる。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局東部建設事務所 (電話番号 078-854-2195)